

平成28年度 第2回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成28年10月20日（木） 午前10時00分～11時55分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第3会議室

■ 出席者：＜委 員＞（五十音順・敬称略）

小林清次郎、中山圭三、永合美穂、野本矩通、林比典子、宮崎貞男、村中輝、
吉田佳子、和田光一

＜事務局他＞

福祉保健部長（川田）、地域福祉推進課長（阿部）、地域福祉推進課長補佐兼社会福祉
係長（三浦）、地域福祉推進課計画推進・臨時福祉給付金担当理事（三ヶ尻）、地域福
祉推進課事務職員（萩原、岡田）

介護保険課長（石川）、介護保険課長補佐兼介護保険制度担当主査（浦川）、高齢者支
援課長補佐兼地域包括ケア推進係長（鈴木）、高齢者支援課事務職員（石附）、障害者
福祉課事務職員（北川）

■ 傍聴者：1名

■ 議 事 1 開会

2 議題

（1）平成28年度第1回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録について

（2）府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進行管理について

（3）その他

3 閉会

■ 資 料 事前配布資料

・資料 平成28年度第1回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録

・資料1 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 事業体系一覧

・資料2 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 進行管理一覧表

当日配布資料

・平成28年度第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会次第

・平成28年度第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会座席表

1 開会

事務局：皆様おはようございます。定刻となりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより、平成28年度第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。本日の会議は、委員15名中9名にご出席いただいております。府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条に規定する定足数を満たしていますので有効に成立しております。なお、岡田委員、熊上委員、河野委員、佐久間委員、下條委員、鷹野委員の6名からは都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。

2 議題

事務局：それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、当日配布資料といたしまして、本日の審議会次第と座席表でございます。次に、事前配布資料といたしまして、平成28年度第1回福祉のまちづくり推進審議会会議録でございます。次に、資料1が府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 事業体系一覧、資料2が地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 進行管理一覧表でございます。以上でございますが、不足などございましたら事務局までお申し出いただきたいと思っております。なお、本日の会議には視覚に障害のある方がいらっしゃいますので、発言の際には、お名前をおっしゃっていただきますよう、よろしく願いいたします。議題に入る前に、本日は傍聴希望の方が1名いらっしゃいますので、入場いただいてよろしいでしょうか。

(委員了承、傍聴者入場)

それでは、以後は会長に議事を進めていただきたいと思います。会長よろしく願いいたします。

(1) 平成28年度第1回府中市福祉のまちづくり推進審議会の会議録について

会長：議題の(1)「平成28年度第1回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録について」、何かございますでしょうか。なければ会議録は承認ということでよろしく願いします。

(2) 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進行管理について

会長：議題の(2)「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進行管理について」に移りたいと思っております。前回の審議会におきまして、委員の皆様から圏域の問題について色々ご意見等がありましたので、圏域についての基本的な考え方につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局：それでは、前回の平成28年7月28日に開催されました第1回福祉のまちづくり推進審議会におきまして圏域の関係のご意見等がございましたが、これに関する考え方及び今後の対策等につきまして、事務局よりご説明させていただきます。

まず、審議会委員の皆様もご承知の通りでございますが、本市では平成27年度を初年度とする福祉計画を策定しております。こちらにおきましては、人口や面積、道路や交通網、あるいは民生委員・児童委員の活動区域などを考慮いたしまして、福祉に関する圏域を6圏域として計画しているところでございます。

この計画に基づきまして、本市では総合的・本格的な相談支援の仕組みづくりを推進するために、平成28年度から地域福祉コーディネーターをモデル事業といたしまして社会福祉協議会に委託し、現在は押立及び武蔵台の2圏域のほうに配置して実施しているところでございます。

一方、社会福祉協議会におきましては、平成27年度に策定した第3次地域活動計画に基づきまして、地域で支えあう仕組みづくりを推進していくために、わがまち支えあい協議会、いわゆる地区社協の設置や、地域福祉コーディネーターの配置を、文化センター圏域の11圏域で実施しているところでございます。

このように、福祉エリアにつきましては、6圏域における取組の実施と、地域福祉コーディネーターやわがまち支えあい協議会などの小地域活動の推進については文化センターの11圏域で実施しているという現状がございまして、本市の計画上と社会福祉協議会の計画上の圏域に差が生じているという実態でございます。

しかしながら、地域福祉コーディネーターが、地域での福祉相談機能のほか、地域住民や自治会、民生委員、関係機関などと連携しながら福祉課題の解決に向けて支援するなど、住民相互の支え合いの仕組み作りを担っていくことを考えていきますと、コーディネーターの業務や地域の実状に則して、最も効果的に実施でき、かつ、市民が活動しやすい方向性を目指していくためには、圏域の見直しは必要であると、今現在認識しているところでございます。

では、今後見直しにつきましては、どのように進めていくかということでございます。福祉エリアにつきましては、人口、面積、道路や交通網、民生委員・児童委員の活動区域等を考慮しており、本市の福祉政策を展開するにあたりましては、福祉関連施設の配置、ならびに地域密着型サービスの効力把握の基準となっているものであり、特別養護老人ホームやグループホーム設置の際に、事業者等にお伝えしているところでございます。また、高齢者分野につきましては、地域包括支援センターの11圏域は、現在の6圏域を日常生活圏域として位置づけ、定めているところでございます。このような関係がございまして、圏域の見直しにあたりましては、まず、どのような影響があるかなどの調査や検証作業が必要になると認識しているところでございます。

具体的な主管課としての取組みにつきましては主に申し上げますと、民生委員・児童委員の地区割りの改変、それと、現在、社会福祉協議会が配置している文化センター圏域に対応いたしました小地域ごとの地域資源等の調査及び整備、並びにその他関連する福祉政策への影響調査などが考えられます。

それから、ただいま申しあげました取組に関するスケジュールの関係でございますけれども、民生委員・児童委員の地区につきましては、委員の改選が3年ごとに行われることから、この時期に合わせて段階的に進めさせていただきたいと考えておりま

す。具体的に申しあげますと、本年11月までが現在の任期でございます。次回の任期につきましては、平成28年12月から平成31年11月までとなります。この改選時期をひとつの目安としていく形になりますけれども、次回の改選後になります平成31年12月以降から、改変後の地区で活動ができるようにしていきたい、と考えてございます。そのために、まず平成29年度中に、変更が生じる地域の特定と検証を行いまして、そして平成30年度には、地区の変更に伴う影響につきまして特定し、検証のうえ関連事業との調整を図ってまいりたいと考えております。また、この取組と同時に、先ほど申しあげました文化センター圏域に対応した小地域ごとの地域資源等の調査ならびに整備、その他関連する福祉施策へ影響調査を並行して実施してまいりたいと考えております。その結果等につきましては、当然のことながら、必要に応じて福祉のまちづくり推進審議会に報告をさせていただきます。委員の皆様方のご意見を伺ってまいりたいと考えております。以上の事から、次期福祉計画並びにその他の各計画におきまして、圏域の見直しが反映できるようにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

会 長：ありがとうございました。3年後の民生委員の改選を見据えたところで、今までの6つの福祉のエリアというのを、文化センターの11圏域や包括支援センターの11圏域も含めて、見直していくということでございます。スケジュール的には3年後をめどに色々な調査をしながらやっていきたいということで、委員をやっていて私も初めて前向きな意見をいただけたと思います。これについて、何かご意見ございますでしょうか。

委 員：今はじめて6圏域と民生委員の境界の変更を考えていらっしゃるということを伺いまして、民生委員のほうも各地区でかなり住宅事情が変わってしまっていて、ひとりずつの担当世帯数が大きく変化していますので、これはとても必要なことだと思います。ただ、6つの地区をどのように分割していくかということは、今までの何十年つむいできた民生児童委員協議会の体制ですので、変更していくのにはかなり時間が必要かなと思ひまして、民生委員児童委員協議会のなかでもよく協議していかなくてははいけませんし、市のほうの皆さんともよく協議させていただきたいと思ひております。

会 長：時間をかけてしっかりと齟齬のないようにしていただく形でございます。他にはよろしいでしょうか。それでは、議題の(2)府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進行管理に入ります。全体的にページ数が多くなっておりますので、目標ごとに説明をしていただき、質疑を進めてまいりたいと思ひますので、よろしく願いいたします。まず、目標1につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：進行管理につきまして、前回の審議会におけるご意見等と今回の審議会における留意点等も含めまして、まず全体的な部分を補足させていただきたいと思います。

これまでの委員の皆様からのご意見を踏まえまして、進行管理の表の作成にあたりましては、事業の具体的な内容や効果、また、地域差などにつきましても、D o（実行）欄あるいは備考欄にできる限り記載していくという方向で、今回取りまとめをさせていただいております。ただし、まだ不十分な部分もあると認識しているところがございますので、今後進行管理の回を重ねるごとに、より良いものにしていきまして、PDCAサイクルが機能するように事務局としても努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

また、前回の審議会におきましては、判定基準の○と△と×という記載につきましても皆様にご判断いただきたいというところがございますが、今回の資料の作成にあたりましては、あらかじめ事務局案を記載してございますので、委員の皆様からその評価が妥当かどうかについてのご意見をいただいたうえで、必要なものについては修正等の対応をしてみたいと考えております。

ただし、前回の審議会でも進行管理における留意点としてご説明させていただいたところですが、この評価にあたりましては事業内容そのものの是非でありますとか、計画の良し悪しといった評価にならないようにご留意をいただければと思います。よろしく願いいたします。それでは目標の1から説明をさせていただきます。

（事務局から目標1について説明）

会長：目標は5つありますので、ひとつずつやりまして、最後にまとめて関連質問を受けるという段取りでやりたいと思います。目標1の「安心・安全の仕組みづくりの推進」について今説明がございました。質問、確認等含めて何かございますでしょうか。

委員：避難所の問題が△になっていたと思うのですが、避難の事に関しては、首都圏の直下型地震がかなり迫ってきているような報道がなされ、視覚障害者だけでなく、そういう弱者においては不安がある方が多いかと思っておりますので、これは何とか少しでも早く○がつくように、お願いしたいと思っております。

会長：9ページのところでございます。今年度、高齢分野とか障害分野、自立支援協議会等で設置を考えて、検討委員会を立ち上げているということでございますが、進捗状況はどんな感じなのでしょう。

事務局：進捗状況でございますけれども、28年度の計画では高齢分野、障害分野それぞれ記載がございまして、高齢分野では、読みあげますと「福祉避難所の設置運営に関するマニュアルの整備に向けて、関係部署及び協定を締結した12施設との協議を進める」とあります。障害分野におきましては、「障害者等地域自立支援協議会にて福祉避難所設置・マニュアル検討協議会を立ち上げ障害分野における意見をまとめ、協議

結果を答申書として市長へ提出する」となっております。現在の具体的な進捗状況は申し訳ございませんが把握しておりません。それぞれの計画に関する協議会が今年度中にまだ何回か開催されますので、本審議会で事業の進捗を少しでも早く進められるようにとのご意見があったことを伝えていきたいと思っております。

事務局：高齢分野につきまして少し補足させていただきます。市内に老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームが8か所ございまして、その8か所全ての施設とは平成26年度に協定が結んでおります。また、市内に老人保健施設が4か所ございますが、こちらにつきましては平成27年度に協定を締結させていただいたところでございます。現在、実際の避難所設置・運営に関するマニュアルの策定を高齢者支援課で進めているところでございます。

会長：ありがとうございます。障害分野についても進めていくということによろしいでしょうか。その他に何かございますか。

委員：7ページの11番の防災マップの充実ということで、以前に視覚障害者の方のためのマップがないので作って欲しいという話がありましたけれど、それは28年度の予算計画にはならないということによろしいのでしょうか。

事務局：防災マップの充実に記載された内容は、前回の審議会で協議がありましたバリアフリーマップとは位置づけが少し違うものではないかと思っているところでございます。委員ご指摘のバリアフリーマップの作成に関しては、事務局といたしましても課題と認識しているところでございます。こちらにつきましては97番のバリアフリー情報の提供というところで補足説明させていただきたいと思っておりますけれども、どのようなものが当事者の方に必要なのかということ今年度中に研究してまいりまして、どういったものが作れるのか予算獲得もあわせて地域福祉推進課におきまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

委員：ありがとうございます。この計画でも心のバリアフリーということで捉えられているのですが、やはり市役所の皆さん自身から障害者向けに先駆けてやっていただくということが、一番市民に対して心のバリアフリーを進めましょうということになると思いますので是非よろしくをお願いします。

会長：ありがとうございました。他に何かございますか。

委員：4ページの7番、市民後見人の養成・活用ですけれども、D oにあります講習会を開催という形で養成し市内に配置するということになっていたと思います。最近耳にすることで、後見人になった方が、その人の財産を取ってしまったとか、時には弁護士

がそういうことまでやったという話も聞いております。ですからこの講習をする際に、制度や依頼の趣旨ということと同時に、こういうことをしてはいけないという犯罪に繋がらないような指導をして、きちんとした後見人を育成することが必要なのではないかと思います。簡単に概要だけで結構ですので、講習の内容についてご説明いただければと思います。

事務局：市民後見人の講習につきましては、社会福祉協議会に委託して実施しております。昨年度の開催内容をご紹介しますと、まず、成年後見制度そのものの仕組みでありますとか、対象となる方の認知症、精神障害、知的障害、そういった障害内容の理解であります。それから、成年後見に関連する、特に相続等に関する法律の知識や、実際に報告を行うときの財産目録など、作成する必要がある書類への対応があります。あとは、後見業務におきまして、どういったことを実際にやるのかということの紹介などが基礎講習の内容となっております。

委員：ありがとうございます。制度趣旨は大いに結構ですけれども、引き受ける市民後見人の倫理性が非常に大切ではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

委員：ご指摘いただいた適正に後見業務が行われているかどうかというところで補足させていただきます。市民後見人の業務にあたっては、後見監督人ということで社会福祉協議会が毎月1回必ず業務報告をさせていただいております。出納帳の確認ですとか、身上監護やそれ以外の業務の記録も含めて、毎月1回、後見監督人である社会福祉協議会が市民後見人の業務をチェックする役を家庭裁判所から仰せつかっております。また、年に1回、市民後見人の業務と後見人監督である社協の業務、それぞれが適正に行われているかを家庭裁判所に届ける義務もあります。そうしたところで、府中市の市民後見人につきましては二重三重のチェック機能によりまして、被後見人が擁護されているという状況でありますのでご安心いただければと思います。

会長：その他には何かございますでしょうか。

委員：ちょっと後戻りしますがけれども、防災のマニュアルを障害者のためにはどの部分が必要かということを検討中というお話がありました。その検討をする場合には、委員会の中に必ず障害者を入れていただきたいと思います。でないと障害のない方が必要だと思ふことと、障害者が実際に必要、または必要でないという部分に必ずずれが生じてくると思います。せっかく作っていただいたものが障害者にとっては、無駄な部分が出てきたりしますので、ご配慮をよろしく願いしたいと思います。

事務局：防災関係のマップも含めて、本計画では当事者の意見をできるだけ把握するという内容もございますので、あらゆる場面で、できるだけ障害者の方とか、高齢者の方のご

意見をいただくような中で、各計画とかマニュアルやマップを作成する際に配慮を
てまいりたいと考えております。

会 長：障害者差別解消法が4月1日から施行されまして、その中にも合理的配慮を含めて色
んなことが書いてありますので是非参考にして、お願いしたいと思います。

委 員：防災の話も出ましたのでお話しさせていただきたいのですが、10番に小中学校や文
化センターなど災害時に避難所となる建物や、避難ルートのバリアフリー化というこ
とが書かれています。バリアフリー化はとてもありがたいのですが、それより先に避
難のための階段の老朽化ですとか、以前からお願いしている防災倉庫が校舎の3階と
か4階にある点について、いざとなると近隣の高齢の方も含めて集まってやってくだ
さると思うのですが、3階とか4階とかになるといざという時にとても大変なので、
その辺を早急にお願ひできたらと思いますので、よろしくお願ひします。

事 務 局：ただいまご指摘いただいた点につきましては、防災危機管理課ですとか教育委員会総
務課でも、課題として認識しているというふうに聞いております。検討はされてい
ると思っておりますので、引き続き、審議会でこういったご意見がありましたことを伝
えてまいりたいと思います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは、目標2の「いきいきとした暮らしを支える仕組みづ
くりの推進」に入ります。事務局から説明をお願いします。
(事務局から目標2について説明)

会 長：ありがとうございます。18ページから28ページの部分です。何かご意見等ござ
いますでしょうか。

委 員：28ページの42番のところですが、認知症カフェすみれの会立上げ支援、開催回数
12回と書いてありますが、立ち上げがどこまで進んだかという状況を説明してい
ただけますでしょうか。

事 務 局：関係機関の支援によりましてご家族の方にお集まりいただいてカフェの立ち上げまで
進んでいるところで、自主的な運営にははまだ至っていないという状況でございます。

委 員：22ページの34番について、事務局からの補足で各包括支援センターの介護予防教
室の実参加者数の内訳がありまして、センターによって差が生じているという説明が
ありました。差が生じているというよりはむしろ、各包括の中で適正に運営されてい
るという認識を持っているのですが、当然、回数が違えば差が生じて然るべきだと私
は認識しておりますし、また、包括の圏域ごとによる対象者である高齢者の人数も違
ってくるわけですから、少ないから悪いとか、多いからよいとか、そういうレベルの

比較にならないようにしていただいた方が良いと思います。

会 長：一番少ないところで105、多いところで524という数の問題ではなく、開催回数とか地域の高齢者の状況も含めてお願いしたいということでもあります。

事 務 局：確かに参加者実人数だけを記載しますとご懸念のような状況もございますので、その辺の対象差があるということも、どこかで表現できればより分かりやすい検討材料になると思いますので、事務局でも検討してまいりたいと思います。

委 員：包括の人数の関係について、私は南町に住んでおりまして大きい都営があるのですが、都営の方の人数も入っているのでしょうか。105というのはちょっとどうなのかなと思っているのですが、都営の中でもやってらっしゃるのでしょうか。

事 務 局：介護予防教室は各包括支援センターで実施いただいているところでございます。各包括支援センターのエリアによりまして、例えば65歳以上の人口につきまして、多いところで6,000人を超えていますが、みなみ町ですと3,000人まではいっていない、という状況がございます。105というはみなみ町のエリアの中での参加者の合計実人数という形になっておりますので、都営の方も参加されているものと思われます。

会 長：よろしいでしょうか。総体的な人数が少ないこともあるということです。

委 員：健康づくりのところで、一般の方の健康づくりの支援ということから高齢者向けの介護予防の施策についてもここに入っているというのがとても違和感があります。高齢者向けの事業はデイサービス事業ですとか、地域包括でやってらっしゃる事業とか、他にももっとたくさんある中で介護予防の事を限定してここに入れていると思うのですが、高齢者向けの福祉対策ということをはっきりさせるためには、そういう部門をひとつ作って色々な事業について考えていただきたいという気がいたします。

事 務 局：ご指摘の内容につきまして、この計画は平成32年度まではこの内容で進捗管理をさせていただきますので、そういった点は、次期計画策定にあたりまして事業を分けるときに配慮させていただければと考えております。

会 長：資料1をみていただくと分かると思いますが、事業体系の施策のところの事業がここに入っているということで、再度それについては検討が必要だと思っております。

委 員：健康増進という意味で、特定健康診査、後期高齢者健康診査、とても有効なものだと思っております。受診率の向上というところで受診率のパーセンテージが記載されて

いますが、もし分かれば、前年度以降にどのように変化されているのか、受診率が上がっているのか下がっているのか、教えていただければと思います。

事務局：特定健康診査等の受診率の関係ですが、今年度は現在進行中で終わっておりませんので、現段階では正確なデータを持ち合わせておりませんし、実績も出ていないと認識しております。来年度以降、28年度の実績が出てまいりますので、比較等をしながら主管課におきましてA c tにあります受診率向上に向けて取り組むこととなります。

委員：私は包括支援センターで働いておりますので、特定健康診査というのはとても有効だと思っております。ただ、お年寄りの中にはこの健康診査の健診票が送られてきているのかもお分かりでない方も多く、まずそれを探すところから相談に入っている状況があります。なかなか難しいと思うのですが、未受診の方にどのような方がいらっしゃるかを把握できるようなシステムが今後構築されると良いと思います。

会長：その辺を含めてお願いしたいと思います。引き続き受診率向上に取り組むということでございますので、具体的にどういうことをやったら向上につながるかということも含めて、是非考えていただきたいと思います。他にはよろしいでしょうか。それでは、目標3の「支え合いの福祉コミュニティの形成」に移りたいと思います。29ページから38ページまでということで事務局からお願いします。

(事務局から目標3について説明)

会長：目標3の部分につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

私の方から37ページの55番、市内6エリアに保育の拠点を置くということに関連して申し上げます。ご存じの通り府中市は保育所の待機児童が約480人ということで、多摩地域ではトップ、東京都でも3番目に入るといような状況です。システムを作ることは良いのですが、その辺を含めて早急に対策をしないと、いつまでたっても府中市はいつも待機児童が多いということになってしまいますので、地域福祉推進課からも早急にしっかりと対策を講じるように、話をお願いしたいと思っております。

委員：37ページの54番、活動拠点の拡充ということで事業内容に2点記載があります。1点目に関しましてのD oは理解できるのですが、2点目の「学校や民間の空きスペースなどを、新たに福祉活動の場として活用できるよう関係者に要請します」という部分のD oが見当たらないので、実際にやってらっしゃるのであれば、こういった取組をされているのかお聞かせいただきたいと思っております。評価は○で構わないと思いますが、実際のところを教えてください。

事務局：事業内容2点目の学校や民間空きスペース活用につきましては、D oに記載していないとおり、平成27年度と現在におきまして実際に具体的な事業として展開しているようなものはございませんので、場合によってはC h e c kの○を△にするというよ

うなことも含めてご意見をいただければと思っております。

委員：54番の活動拠点の拡充のD oのところの、福祉団体に対して文化センター及び生涯学習センターの「資料用減免」と書いてありますが、これは「使用料減免」の間違えではないでしょうか。

事務局：大変申し訳ございません。こちらは誤記載でございますので、生涯学習センターの「使用料」と訂正をお願いいたします。ご指摘ありがとうございます。それから、先ほど委員からご質問の学校の空きスペースの活用ですが、新たな福祉活動の場としての活用というところではないのですが、既存の学校の空きスペースの活用については、例えば放課後子ども教室などの児童の健全育成事業は実際に空きスペースを活用して行われておりますので、補足をさせていただきます。

会長：実は、府中市は校区外に学童クラブをつくるという斬新的な考え方が一時期あったわけでございます。その辺を含めて空き教室をどういう形で開放していくのか。教育長は大変だと思いますけれど、そういったしがらみも含めて、是非お願いしたいと思えます。

委員：36ページの52番にあります地域の自主財源というのは、地域の自治会などが活動する場合の自分達で手に入れる活動費用ということですか。

事務局：色々な地域活動を行う団体の自主財源の確保のあり方という意味では自治会も含まれると思いますが、地域福祉という観点で考えますと、例えば社会福祉協議会が進めているわがまち支えあい協議会でありますとか、基本的には地域で福祉的な活動を行う団体が活動を本格化するにあたって、自主的な財源を確保しながら運営をしていかなければならないという面を捉えて研究していくということで記載されているものと考えております。

委員：自治会等ではリサイクル活動をしますと補助金が出まして、それが自治会活動の財源になっていることがあります。それ以外というのは、支え合いなどの地域活動をする財源ということですね。

会長：よろしいでしょうか。なければ次にまいりたいと思えます。目標4「市民との協働の推進」ということで、39ページから44ページまでお願いいたします。
(事務局から目標4について説明)

会長：目標4のところにつきまして、何か質問、確認等ございましたらお願いいたします。

委員：42ページの64番、情報交換の場の設置について、各機関と情報交換を行うというのが本当に×だったなと思います。これは各地域包括では民生委員と自治会、老人会等の関係機関との地域支援連絡会というかたちで地域ごとでは出来ております。民生委員児童委員協議会というのは、41ページの60番にもありますように活動費としてかなりの予算をさいていただいて活動しておりまして、活動について市と意見交換、情報交換をさせていただきたいという希望を持っております。28年度以降は是非そのような機会を持っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長：情報交換の場の設置ということで、28年度はこれをやるかどうかを含めて、市が主催して大きな枠でやって欲しいということですね。それについて事務局お願いします。

事務局：民生委員さんの観点からのご発言だったと思いますが、ここで一斉改選を迎えて民生委員のメンバーが入れ替わることもございます。新任の民生委員さんについては地域や関係団体との関わりというのがこれから構築されていくものと思いますので、可能な限りそういう場を設けて情報交換や情報を共有できるよう、事務局といたしましても具体的な方法について検討してまいりたいと思います。その際は民生委員児童委員協議会の方にも相談させていただくことがあろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長：小地域とかブロックごとにはやっていると思いますが、大きなシステムとしてはないというわけです。子どもについては市立保育園のところに専門の相談員を置く、あるいは地域福祉コーディネーターの形で置くというように、色々動いているものを取りまとめて方向性を決めるというシステムについて検討していただきたいと思います。

事務局：事業内容とは少しずれてしまうのですが補足させていただきます。高齢者支援課では医療と介護の連携ということを進めております。その中では三師会ですとか、介護事業者など関係機関にお集まりいただいた会議を定期的を開いております。また、子ども関係では青少年問題協議会というところで、警察ですとか青少対、民生委員さんにも入っていただいていると思っておりますので、分野別の関係機関の会議というのは定期的にかかれていくという認識でございます。

会長：ありがとうございます。確かに分野別でしっかりやっているというのはよく分かりました。もうひとつそれを統括して、福祉の施策はこういう形ですよ、子どもはこうですよ、大人はこうですよ、高齢者はこうですよ、という情報を共有する場が欲しいということで、自治会、町会、社会福祉協議会、福祉関係の組織全部集めたうえで説明をする、あるいは確認をしていくというシステムがあるかどうかだと思います。地域では高齢関係も含めてよくやっていると思います。高齢者の方の独居の問題、孤独死の問題、子どもについても保育園に入れられない方々をどうしたらよいかなど含めて、色々

やっているとしますけれども、総合的な情報共有のシステムをどうやって作っていくか、ということを是非考えていただければと思います。他にはよろしいでしょうか。なければ最後の目標5、「連携協働で進める福祉のまちづくりの推進」ということで、45ページ以降お願いいたします
(事務局から目標5について説明)

会 長：目標5の45ページから60ページまでについて、何かご質問等ございますでしょうか。目標1から4も含めて全体的に質問等ありましたらお願いしたいと思います。

委 員：目標1の安心安全の8番で、虐待や暴力に関する相談窓口とありますが、その窓口がありますよという表示が分かりやすいところには見受けられない気がして、幅広くここに行きなさいというような体制を考えているのかどうか教えていただきたいと思います。

事 務 局：まず高齢者の関係につきましては、現在高齢者虐待の窓口は市役所の高齢者支援課及び各地域包括支援センターになりまして、『おとしよりのふくし』という冊子でのご案内はさせていただいておりますが、実際に建物への表示というのは現在無い状況でございます。

事 務 局：さらに、女性関係のDVへの取り組みですけれども、やはり相談内容というのが非常にセンシティブなところもありますので、具体的な取組みとしましては「女性問題の相談カード」という名刺サイズのものを市内公共施設の女性トイレなどに配置して目に付くようにしております。それを手に取った方が女性センターにDVに関する相談ができるように取り組んでいるところでございます。また、女性センター以外の市役所内の様々な部署でDV等の相談があった場合には、その相談に対応する庁内マニュアルが配布されておりまして、それに従いましてDVに関する被害の相談が女性センターに繋がるような仕組みとなっております。具体的にここで相談するというだけではなく、DVに関する相談を受けた職員が女性センターあるいは子育て支援課の母子相談へ繋げる仕組みができておりまして、表示を目当てにどこかに行くというようなやり方を取っていないという事情があります。と言いますのも、加害者側がそういった窓口に来て相談者や被害者などの周辺を調査するような行動を防ぐという意味合いを含んだマニュアルに従った対応をとなっておりますので、明確な表示をしていないという状況でございます。

会 長：ありがとうございます。いずれにせよ、こういう相談窓口がありますよということだけは知らしめておいた方が、何かあったときに相談しやすいわけです。かなり大変な問題だと思いますが、それを含めて考えていただければと思います。

委員：今の問題に関してなんですけれども、母親の子どもに対する虐待とかネグレクトなどの問題も、亡くなったりする子などもいて今大きな問題になっていると思います。お母さん自身から私はこういうことをしてしまうなどの相談があれば体制として受け入れやすいと思うのですが、通報などがあってもなかなかそれを隠したり、どこまで踏み込めるのかといった部分で厳しいところがある問題だと思いますが、どのように対応されているのでしょうか。

事務局：ネグレクトや児童虐待の関係は、多摩児童相談所や本市におきましてはくるるにありますがたちなどの相談部門・支援部門があります。また児童青少年課や保育支援課等の関係課におきまして情報を把握した際は、たち等に通報する仕組みが来ております。基本的には本人が相談できない場合は、気づいた方から関係機関に通報して、それを受けた児童相談所なりたちの職員が調査に入っていき取り組みが行われています。

委員：目標2の生き生きとした暮らしの38番、住まいの確保についてですが、D0の実行ではこれだけの実績を持っているけれども評価としては△だという一番の原因は何でしょうか。

事務局：特別養護老人ホームの公募を実施しましたが、実際には運営事業者が選定されなかったということで△にしたものです。

委員：応募が無かったということでしょうか。これに対する応募が無かったために確保できないということは、実際に受入態勢が無いということになるのではないのでしょうか。

事務局：特別養護老人ホームは市内に8箇所ありますので体制としてはございますが、待機者がいる状況も踏まえまして、今後さらに整備を進めたいということで27年度公募を行いました。その際事業者が決まらなかったため、今年度も公募はさせていただいておりまして、引き続き整備に努めているところでございます。

委員：施設が無かったという理解でいいですか。

事務局：計画期間が27年度から29年度の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で特別養護老人ホームを1箇所整備するという目標を定めておりまして、それが27年度の公募では叶わなかったということでございます。

会長：よろしいでしょうか。募集をしたけれども上手くいかなかったということでございます。他になにかございますでしょうか。

委員：先程の交通のバリアフリー化については皆さん関心が高くありがたく思っておりますけれども、実は今視覚障害者が非常に遅れを感じているのは情報のバリアフリーなんですね。視覚障害者に対しては点字を提供すればという傾向はありますが、以前にも申しあげましたように、実際に点字ですらすら情報を読める人は視覚障害者の中でも1割か2割で、非常に年々低下している状況なんです。そういう面では声による情報提供に力を入れていただきたいと思います。例えば、メールによる情報提供とか、視覚障害者の中でも携帯電話は普及率は高いですけども、まだスマートフォンを使いこなしている視覚障害者は非常に少なくて依然としてガラケーを使っている状況なので、ガラケーにも配信していただけるような方法に力を入れていただければと思いますので、よろしくお願いします。

会長：情報の提供というのはかなり大事なもので判断する材料になりますので、音声も含めた提供を是非考えていただきたいと思います。

事務局：委員のご指摘につきましては、事業計画でいきますと47ページの73番、分かりやすい情報提供に関わる部分かと思っております。今現在、例えば市の広報ではテレビ広報などの声の広報による情報提供にも努めているところです。点字を理解出来る方が1割2割しかいない、また年々低下しているという状況でございますので、点字による情報提供だけではなく声による情報提供など各種方法を含めまして、各主管課に要望として伝えていきたいと思っております。

会長：他になにかございますでしょうか。

委員：様々な施策がこのようにあって整理して紹介いただいてありがとうございました。担当部署について、社協さんへ委託している事業に関しては担当部署のところに社会福祉協議会と入れていただいた方が分かりやすいと思っておりますがいかがでしょうか。それと、目標という5つの仕分けですが、これはこのようにするという事で決まっているものなのですか。重複して出てくる項目もありますし、とにかく膨大で整理する方も大変だと思いますが、これを高齢者向けの福祉、子ども向け、障害者向け、生活困窮者向け、というような対象者別に色々な福祉施策があるということが分かるものがあるのでしょうか。バランス的に今は高齢者向けの施策が手厚くて、私も主人も老人会に入って色々な活動に参加していますが本当に忙しいくらい色々な行事がありますよね。その一方で、お子さんたちの、子育て世代では小学校も中学校もかなり学習障害のお子さんがどんどん増えているというような、子育て世代の問題は深刻に広がっているのですが、そのための親に向けての啓発・教育の機会が持てたらいいなと先生方に申しあげますと、それは市の方で予算を付けてくれないからなかなか出来ないというようなお話をいただきます。やはり子育て世代も高齢者も色々な世代にバランスよく配分していただきたいなという気がしております。

会長：一つ目の担当部署については、例えば括弧して委託事業という風によく書くと分かりやすいかなということがあります。二つ目の計画については、すでにある計画体系に従って、審議会で確認しますよということでやっておりますので、それに対応して評価していただく形でございます。同時に子どもとか、高齢というのは別の協議会がありまして高齢者については高齢者保健福祉計画とか介護保険事業計画の協議会があります。子どもについては子どもの問題、障害については障害の問題、それらの主要なところをこちらに持ってきて、地域の中でこういう問題をしっかりやっていこうというのが地域福祉計画でございますので、細かいものについては各分野別に会議があるということでご理解いただければと思います。

事務局：担当部署のところに社会福祉協議会の記載が出来ないかという点につきまして、こちらはあくまでも市の担当部署になりまして、地域福祉推進課や他の各課が具体的な事業の実施にあたり、一部を社会福祉協議会さんへ委託しているところがございますので、担当部署に社会福祉協議会を記載することは想定しておりません。ただし、関連する事業につきましては備考欄に記載しておりますので、例えば4ページの6番、権利擁護事業の充実をご覧ください。こちらの備考欄に参考としまして権利擁護センター事業費として（府中市社会福祉協議会へ一部委託）と記載しておりますので、それで社会福祉協議会が実施していると捕らえることが出来ると思います。今後もこのような表記で統一をさせていただきたいと思います。

続きまして対象者別の施策につきましては先ほど会長からおっしゃっていただいたとおり、それぞれの分野別に市では審議会、協議会などを設置して施策の進行管理を行っているところがございます。また、それぞれの施策別、対象者別に先ほど高齢者支援課のほうでご案内いたしました介護保険に関する『おとしよりのふくし』という冊子であるとか、子育て分野では『子育てのたまたま箱』というそれぞれの対象者に向けた施策等を取りまとめた冊子がございますので、それぞれ周知や理解が得られるのかなと考えております。

また発達障害、子どもの関係ですが、親に対する啓発が必要ではないかということで予算化に向けた動きとしましては、まだ決まっているわけではありませんが健康推進課のほうで未就学児などの小さいお子様を対象とした発達に悩んでいる保護者に、母親に対する相談事業というのも計画をしております、まだ予算獲得には至っていないと認識しておしますが、予算が認められましたら今後そうした相談体制も組まれていくものと捉えております。

委員：39ページの市民との協働の推進の中で、多様な人材の育成・活用のところで、専門的な人材を確保する、その下の多様な人材の育成・確保、これなのですが、上は×になっていますよね。そして下である程度ボランティアの方を育成して専門的な人材のほうへ持っていくというようなことは出来ないのでしょうか。部署が違うからダメな

のでしょうか。

事務局：この57番と58番との関係ですが、57番につきましては先ほど説明をさせていただいたのですが、東京都のほうで福祉的な実際の職業としての人材確保という取組を始めたところでございますので、その内容に関して市として具体的に取組みがないということで×ということでございます。58番につきましては、社協さんで運営されている府中ボランティアセンターあるいは市の市民協働推進本部でありますNPOボランティア活動センターで福祉的な事業所等々登録、活動されていると聞いておりますので、そうした方々がボランティアをする中で福祉的なものについてはそういう実際の活動に繋がっていただいているものと認識をしております。

会長：57番については職業的な専門職ということでございます。他にはよろしいでしょうか。なければこれで進行管理については終了させていただきます。それでは3番目のその他で、何かございますでしょうか。

事務局：その他につきまして一点だけございます。次回の審議会につきましては、今年度内にもう一回、来年の2月又は3月頃を目途に開催をしたいと考えております。委員の皆様のご都合などを調整のうえ、改めてご連絡をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

3 閉会

会長：第3回審議会を来年の2月又は3月頃に予定をしているということでございます。以上で本日の議題は全て終了いたしました。これで、第2回福祉のまちづくり推進審議会を終了させていただきたいと思っております。本日はお忙しい中ありがとうございました。